

V ま と め

1. 西隆寺の寺地

西隆寺の寺地と条坊の関係については、第I章でふれたように西大寺文書の中にみえ、右京一条二坊9・10・15・16の4坪を占めていたことがうかがえ、発掘調査でもこれを裏づけている。このうち東門(SB001)と金堂(SB100)下で検出した道路(SF105)は、礎石や側溝が明瞭に遺存しており、西隆寺の寺地のみならず、平城京条坊を復原する上で重要な拠り所となろう。

まず東門について検討してみよう。東門の想定位置として、南北は右京一条二坊の8坪と7坪の間をとる小路の正面、東西は8・9坪と7・10坪の間をとる坊間路に面していたものと考えられる。平城京条坊については、これまでの研究で1800尺の方眼区割りが基本となり、大路・小路などの道路は、それぞれ心の方眼線にそろえて計画されていたことが判明している。この成果からすると、東門の中心は、西方向に平城宮朱雀門心から2720尺(坊間路幅を4丈とした場合)、北方向に平城宮西面中門(佐伯門)心から1350尺の位置に予想できる。これに対し、発掘で検出した東門遺構の中心位置を計測してみると(この場合に方位のとり方が問題になるが、ここでは朱雀大路の調査で明らかにされた平城京の方位、すなわち国土方眼方位に対し北で西へ $0^{\circ}15'41''$ 振る方位を用いており、以下特別にことわらない限り同様である。)* 朱雀門心から西へ808.56m、佐伯門心から北へ410.62mある。計画寸法と実距離を比較してみると西へ10尺、北へ35尺ほど長い。西方向のずれは、坊間路の想定幅を広げるか、あるいは東門が小路よりもさらに内側に引込んで建てられていたものとして解決できる。しかし、北方向のずれは大きく、東門心が8坪・7坪の間をとる小路の心とは一致していないようである。ただいずれにしても、寺域全体からみれば、東門が寺域の東辺の中央部に建てられ、東を画する築地に開いていた門であることにはかわりがない。

次に、道路(SF105)について検討してみよう。SF105を9・10坪と16・15坪の間をとる小路とみると、道路心の位置は朱雀門心から3150尺離れていたと予想できる。これに対し実距離は938.24mあり、20尺ほど西へずれて予想と一致しない。この遺構は、道路心が西隆寺金堂のそれに一致すること、遺構の状況が左京三条二坊の調査で確認された小路(SX873)と類似すること、さらにこの南方延長線上に小路とみられる地割が遺存していることなどか

* 奈良市 『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974年。なお、平城京左京三条二坊において調査された小路の遺構も、同様の方位が確認されている。『平城京左京三条坊一奈良市庁舎建設地発掘調査報告』奈良市、1975年

V ま と め

ら小路と考えるのがもっとも妥当であり、むしろ条坊計画と施工の差とみなした方がよい。だから西隆寺金堂の造営に際しても、小路心にそろえて建物を配置したため、同様に伽藍の中軸線が西へ偏する結果となったのであろう。しかも、ここで指適できた20尺のずれは、西方の地割に波及しておらず、右京二坊の西半部分に限られている。このことは、西大寺の伽藍中軸線が朱雀門心から西へ1399.44mにあり、計画寸法4725尺と一致していることから明らかであろう。

西隆寺の伽藍配置については、鎌倉時代にできた西大寺旧蔵の絵図および、宝亀11年の絵図流記を以て模写したという元禄11年の西大寺絵図にみられ、金堂・講堂と南門・中門が南北一直線上にならび、金堂の東南に塔を配置する状況が知られる。発掘調査の結果確認できた金堂・塔および東門の位置関係は、上記の絵図からうかがえる配置状況と一致しており、少なくとも主要堂塔の配置では真実を伝えたものとしてよい。調査で確認した堂塔の中心位置間の距離は、金堂の東250尺、南210尺に塔があり、東門は金堂の東440尺、北110尺に位置し、完数尺による伽藍配置計画が存在していたことが判る。

2. 発掘遺構の時期区分

各地区の発掘調査で数多くの遺構を検出した。これらの遺構には、重複関係や方位の差あるいは検出面の相異などが指適でき、数時期の変遷をたどることができる。これによって区別できた遺構を、各発掘区毎にまとめると第3表ようになる。ここでA期と呼ぶものは奈良時代以前の遺構を一括しており、古墳時代の遺構も含んでいる。B期は奈良時代前半、すなわち西隆寺造営以前の時期にあたり、C期は西隆寺造営以後、平安時代をも含む時期にあたる。ただB・Cの2期については、遺構の重複関係などからさらに細分することが可能である。

B期の遺構については、金堂地区の調査結果から3回以上の変遷をたどることができる。ここでは西隆寺金堂基壇下に数多くの遺構を検出しており、これらが西隆寺造営以前の遺構であることは明確である。B-1期としては、小路(SF105)とその両側溝(SD095A・110A)、堀(SA156)、2棟の掘立柱建物(SB120・157)、1基の井戸(SE130)があり、奈良時代初頃の遺構とすることができる。B-2期には、SB120の位置に規模を小さくして建てかえた掘立柱建物(SB155)1棟、SB157の柱穴を切って掘られた井戸(SE080)とその上屋(SB085)、さらにSA156を分断する井戸(SE090)がある。B-2期の下限については、SD095Aの堆積土中やSE090井戸棒抜き穴から出土した土器の示す年代、すなわち天平年間とすることができる。B-3期には、改修された小路の両側溝(SD095B・110B)、SB155の北側に建てかえた掘立柱建物(SB125)1棟、池(SG140)とそれに関連する2条の溝(SD115・145)がある。ただSD110Aには天平年間以降の土器を若干含んでおり、SD110B開始の時

	東門地区	塔地区	金堂地区	寺域西北地区
A 期	SK034, SX015 SX016, SX037	SD044 SD045	SB135・150	SB201, SD204~209
B 期	SB011 SX036	SB040 SE060 SE261 SE279 SK046~048	SF105, SD110A, SD095A, SB120, SB157, SE090 SE130	SB200 SB202 SE203
	S B009 SD005A		SA156, SB085, SB155, SE080 SD095B, SD110B, SD115, SD145, SG140, SB125	
C 期	SB001, SA002, SF006A, SD005B, SE010, SX033, SX035	SB050 SA160 SD260	SB100	SK210
	SA003, SA004, SF006B, SD005C			
	SB008			

第3表 発掘遺構時期区分表

期より若干下がるようである。B—3期の下限は、SE080やSE130を埋める土層から出土した土器が示す天平宝字末年頃、すなわち西隆寺造営に直接関連する時期におさえることができよう。なお同地区内で検出した2棟の掘立柱建物（SB135・150）は、いずれも建物方位が大きく振れることからA期に属する遺構としたが確証はない。

C期の遺構については、東門地区の調査結果から2回以上の変遷をたどることができる。C—1期には、東門（SB001）、東面築地（SA002）、瓦敷の寺内道路（SF006A）、溝（SD005B）井戸（SE010）があり、さらに西隆寺造営工事に伴う木簡や土器などを投棄した遺構（SX033・035）もこの時期にまとめた。C—2期には、新しく造営した寺内築地（SA003・004）2条、瓦敷舗道を埋めて改修した寺内道路（SF006B）、SA003・004との交点を暗渠とし、さらに矢板で護岸した溝（SD005C）がある。東門の一部改修もこの時期に位置づけられよう。C—1期の下限、すなわちC—2期の上限については確証を欠くが、SD005BとSD005Cに含まれる土器に年代差が少ないこと、SA004の瓦積みに用いられた軒平瓦が西隆寺創建時の瓦であることなどから、西隆寺造営期をそれほど遅れることはなく、奈良時代末、おそくとも平安時代初頭までにその年代を推定することができる。SB008の柱穴からは9世紀後半の黒色土器が出土し、この建物の年代がうかがわれる。SB009・011については、SE010より古いことからB期の遺構としたが、あるいはSE010の時期がC—2期となり、SB009がC—1期に下がる可能性も残る。SE010廃絶の時期が平安時代に下がるからである。

前述したように、B期が3回以上、C期が2回以上の変遷をたどっていることが判明した。B期の諸遺構については、西隆寺造営以前の奈良時代前半期にあたり、この地が平城京の一街区として利用されていたことを如実に示している。一条二坊10坪と15坪は、小路（SF105）と堀（SA156）によって区画され、それぞれが独立した街区をなしていた。塔地区で検出し

V ま と め

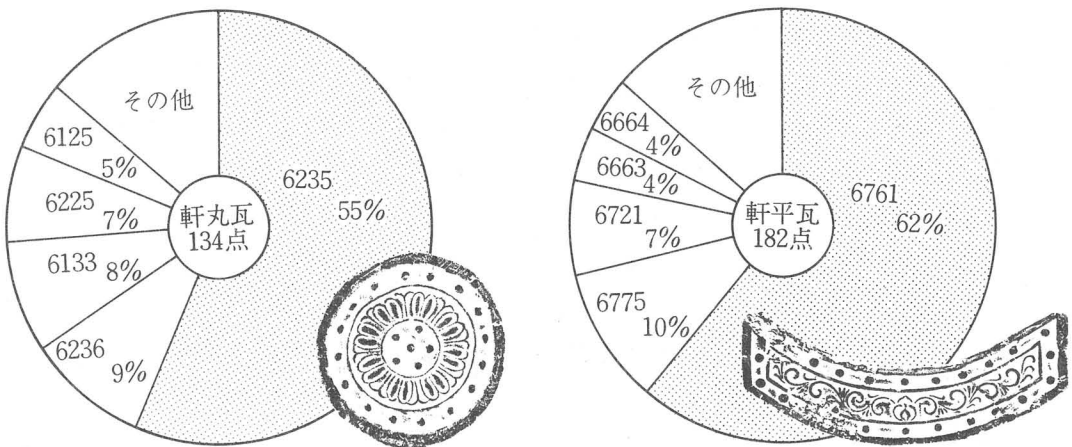
た東西棟建物（SB040）は、南北に廂をもつ柱間10尺の大規模なもので、10坪内の中心的建物の一つであろう。掘立柱建物以外にも、井戸や土壇などがあり、宅地として班給されて人の生活が営まれていた場所であることがうかがえる。

この地は、神護景雲年間に至ると西隆寺地となり、金堂・塔などの伽藍が建築され状況が一変する。ただこれに先だっておこなわれた整地工事もまた大規模なもので、小路とその側溝を廃止するとともに、街区内の建物や井戸を徹去し埋戻している。このことは、単に西隆寺のみならず、ほぼ同時期に創建された西大寺の造営工事とも関連させると、いかに大規模なものであったかが想像できよう。この結果、右京一条二坊10・11・15・16の四坪は西隆寺の寺域となり、東西38.1m、南北28.7mの金堂を中心とした伽藍が完成したのである。

3. 遺 物

A 瓦 磚 類

従来、西隆寺の瓦はとくに知られるものはなかったが、今回の調査によって38型式の軒瓦が明らかになった。これらの軒瓦のうち、どの型式が西隆寺の瓦として主流をなしたであろうか。各発掘区とも、ほぼ同様な型式的傾向をもつ出土量となっているが、中でも、軒丸瓦6235Cと軒平瓦6761が際立った出土率を示している(第4表)。両者はいずれも50%を越える出土率であり、この軒瓦の組み合わせが、西隆寺造営当初神護景雲元年(767)に使用されたと考えてよいであろう。また、両者は胎土、色調ともに類似した特徴を有していることから、この組み合わせで製作されたことが裏付けられる。6235C—6761の組み合わせは、平城宮出土瓦を中心とした編年によると、第Ⅳ期(天平宝字元年～神護景雲年間)に位置づけられ、この他、



第4表 軒丸瓦・軒平瓦型式別出土率表



第36図 西大寺・東大寺・西隆寺創建軒瓦

軒丸瓦6125, 6236, 軒平瓦6739, 6775型式などもⅣ期に属するものと考えられる。これらのⅣ期の瓦は、天平神護元年(765)に造営のはじまる西大寺の出土例にもみられ、単に造営時期が同じというだけでなく、西大寺、西隆寺の造瓦が一連の生産体制の中で行なわれた傍証にもなる。西大寺の創建瓦は6236—6732の組み合わせと考えられており^{**}、西大寺の軒平瓦が東大寺式であるのに対し、西隆寺の軒丸瓦が東大寺式という関係になっている(第36図)両寺ともに東大寺式6235—6732の系統の中で位置づけられ、造東大寺司の造瓦所に所属する瓦工集団が何らかの形で係っていた可能性も類推される。事実、史料的にみても石山寺や阿弥陀浄土院の造営、山背国分寺における人名刻印瓦などの例から、造東大寺司技術集団が奈良時代後半の寺院の造営に、多少なりとも関与していることが判明する。天平勝宝年間に確立する造東大寺司は延暦8年(789)までの長い期間にわたり存続しており、その配下の技術集団が、単に東大寺の管理や修理のみならず、他の寺院造営にも関与したであろうことは十分に窺える。官営寺院の造営にあたっては造寺司という独自の官司がつくられるわけであるが、瓦工集団のような下部組織の技術者の編成にあたっては、官の常設的な造営組織(たとえば、造宮省、造京司、造東大寺司)などに属する技術集団の移動によって組織されたと考えたい。瓦の同范例や同一型式の系統が、異なった寺院で使用される背景には、こうした瓦工集団の移動や、集団間の系列が大きな要因となっていると考えられる。今後は、各寺院で出土する瓦を綿密に比較検討し、背後の造瓦組織の実態を明らかにしていくことが急務であろう。

なお、今回出土した6種の刻印瓦のうち、とくに「理」については、平城宮で出土する「修」の刻印瓦や中心飾りに「修」を配した飛雲文軒平瓦6801型式とともに、修理に関する官司との関係でとらえられてきた。今回の調査で出土した木簡によりはじめて「修理司」という官司の存在が判明し、同一遺跡内から修理に関する刻印瓦が出土している事実は、修理

* 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料瓦編2解説』1975年。

** 大岡実・清野清「西大寺東西両塔」日本建築学会論文報告集54 1956年。

*** 藤沢一夫「造瓦技術の進展」『日本の考古学Ⅵ』1967年。

V ま と め

司との関連をより緊密にする具体例ということができよう。

B 土器類

西隆寺跡の調査で古墳時代から平安時代初期にいたるまでの土器が出土した。このうち古墳時代の土器は、出土遺構の性格が明らかでないので、ここでは西隆寺造営前後の奈良・平安時代の土器を中心にまとめておきたい。

まず、西隆寺造営以前に属する土器として、東門地区 SD005A・SX036、塔地区SE060・261・SK292、金堂地区SE080・090・130、SD095・110出土土器がある。SD005Aの土器は、Co手法によるものをわずかに含むが、その大半は平城宮跡6AAB区SK820出土土器（天平末年頃）と共通する特徴をもつ。SX036の土師器杯A（75）は、a₁手法によるもので内面に螺旋＋放射＋連弧の暗文があり、平城宮跡6AAO区SD3035出土土器（神亀年間）と共通性がみられる。SE060の堆積層には上下2層に分けられ、両層間には若干の年代差が指摘できる。上層出土の土師器杯A（78・79）や須恵器杯A（85）・杯B（87・88）の形態・製作手法の特徴は、平城宮跡SK820出土土器の中に類例を多くみることができる。これに対して下層の土師器碗（82）や須恵器壺類（90～93）・横瓶（95）などにみられる形態上の特徴は、藤原宮跡・船橋遺跡などの出土土器と類似し、これらと対比しても8世紀中葉を降らないものと考えられ、上層の土器と年代差がみられよう。いずれにしてもSE060の廃絶時期が西隆寺造営以前にあったことは明らかである。SE261・SK292の土器も、平城宮跡SK820の土器とよく似た様相を呈し、これらの遺構も西隆寺造営以前に廃絶したことがわかる。SE080出土の土師器皿A（120）はCo手法によっており、法量的にも平城宮跡6ABO区SK219出土土器（天平宝字末年頃）と共通する特徴をもっており、さらに須恵器杯・皿類の形態と手法からみてもこの井戸が西隆寺造営にともなって廃絶した可能性が大きい。SE090出土の土師器杯には、螺旋＋放射＋連弧の暗文や螺旋＋放射の暗文が施され、それぞれ平城宮跡SD3035、SK820出土土器と共通する。また須恵器壺K（128）も同様であり、SE090が西隆寺造営以前に廃絶したことが知られる。SE130の土師器甕（127）は器体に比して大型の把手をもつやや特異な例である。また須恵器蓋（128）も頂部に凸帯がめぐっており類例が少ない。壺B（129）についても同様で、出土土器からSE130の時期を限定することはできない。SD095Aの土器には、平城宮跡SD3035土器と共通するもの（132）とSK820土器と共通するもの（131・133）がある。SD095Bの土器は出土量が乏しく詳細をうかがえないが、SD095Aの状況からすれば、その改修は奈良時代中頃以降に推定できよう。SD110AにはSK820土器と共通するもの（147・149）とSK219土器と共通するもの（148）がみられ、SD095の改修時期と若干の差が指摘できよう。

次に、西隆寺造営あるいはそれ以後に属する土器として、東門地区SX033、SD005B・C、SD007、SB008、SD020がある。SX033の土器は西隆寺造営にかかわった多量の本簡と共伴したものであり、本簡の年紀にみえる神護景雲年間からそう隔たらない時期に投棄された

ものであることがわかる。SX033の土器をほぼ同時かあるいは若干時期的に遡るとみられる平城宮跡SK219土器と比較してみると、SX033土器にはCo手法による皿Aもみられるが量的に少なく、逆にa o・b o手法によるものが多く、また暗文を施した杯・皿類があつてより古い様相がうかがえる。SD005B・Cの土器にはCo手法によるもの(34)、e手法によるもの(35)などがあり、形態・製作手法からすれば平城宮跡6ABO区SE311—B出土土器（平安時代初頃）に類似する。杯Aの32は前述の34・35よりも古い様相をもつが、SD005Aよりも新しい特徴がみられる。SD007出土の杯A（74）はe手法により、またSD020出土の杯A（73）はCo手法によるもので、いずれも、平城宮跡SE311—B出土土器と共通する。SB008の柱穴から出土した黒色土器の杯B（78）もその特徴からすれば、平城宮跡SE311—B土器よりも遅れる9世紀後半のものとみられ、その類例には平城京東三坊大路側溝—6AFB区SD650A出土土器がある。

以上、西隆寺跡出土の土器について述べたが、その主要なものは西隆寺造営前に属しており、西隆寺と直接関連する遺構から出土したものはすくない。このことは、調査範囲が伽藍中枢部とその周辺にあたることと関連しているのであろうか。なお、今回報告した土器のうち、もっとも新しいものはSB008の黒色土器であり、文献からうかがえるように西隆寺が12世紀頃まで存続していたとすると、その間をうめる土器が遺構から出土していないこととなる。この問題については、西隆寺廃絶の時期とも係わるので、今後の調査成果ともからめて検討する必要がある。

C 木製品

西隆寺跡の調査で出土した木製品のうち2～3のものについて若干まとめておきたい。削掛けについては、すでに平城京跡6AFB区の調査報告^{*}で形式分類とその変遷が明らかにされている。西隆寺跡出土の削掛けもこれらと同様であり、西隆寺造営以前のB期に属する遺構からはB形式のものが、C期の遺構からはB・D形式のものが出土している。この状況は、側縁辺に加える削り掛けの回数が少ないものから多いものへ、さらに削り掛けの個所が増加するという変化である。ただ各形式への移行の時期は明確でなく、古い形式の上に新しい形式のものが加わっていくという変化がたどれる。糸巻梓木については2点出土したが、その両者に時期差を認めることができる。20はSD005Bから出土しており、奈良時代後半の特徴をもつ。これに対し21はSX037から出土しており、遺構の性格は不明であるが同一遺構から出土した土器からみて古墳時代後期の糸巻梓木である可能性が大きい。もしそうであるなら、奈良時代のものと比較してやや大型で扁平な作りという特徴がある。反面、構造的には全く差がなく糸巻梓木として一貫した構造であることも判る。なお、古墳時代の糸巻の例として滋賀県湖西線関係遺跡出土品^{**}がある。

* 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅵ』（奈文研学報23）1975年。

** 滋賀県教育委員会『湖西線関係遺跡調査報告書』1973年。

V ま と め

頭椎大刀把頭については、この把頭が通常のものとは異なる点として、1) 全て木製で金銅板で表面を包まないこと、2) 懸緒孔が存在しないこと、3) 切羽がないことなどがあげられる。1の点では、把頭表面の一部に朱の残存があり、表面が朱や漆などで保護彩色されていたことが考えられる。朱塗か漆塗かいずれにしても、木質が表面をなしていたことにちがいはない。木質がそのまま表面をなす頭椎大刀把頭の類例として群馬県隠居山古墳群出土^{*}のものがあつた。これは把頭の芯をなす木質と木芯部の嶺に沿う溝にはまる筋金が発見されている。つぎに、西隆寺跡出土の把頭について、把と刀身との結合方法について少し考えてみよう。金銅板の頭椎大刀の場合、把部で刀身中莖を受けるとともに目釘で固定し、そこに金銅板を被覆する。さらに把端部は布などをまいて瘤状にふくらませ、そこに把頭^{*}の金銅板を被覆し仕上げる。西隆寺跡例では、把頭を一木で作るため把部との結合方法が異なるようである。把頭に穿たれた柄と目釘穴で把を保持するのであつたであろうが、その場合柄穴が小さく、さらに柄穴が上方に抜けているため目釘でとめるとともに、紐などで把と把頭を結縛する必要があつたであろう。しかし、遺物をみるかぎり、結縛痕跡は明確でなく、あるいは刀身中莖が把頭の柄穴にまで伸び目釘穴で保持されていた可能性も推測できる。いずれの場合にも、把頭が木質であるため、把の部分も木質が表面をなし、金銅板の被覆はなかつたものと考えられる。

4. 木簡からみた西隆寺造営

東門地区から木簡が79点出土したが、これらの内容を整理して二・三の問題点をまとめておきたい。

出土木簡の性格 木簡の性格については、全体として西隆寺の造営に関するものと考えられる。このことは、第1点として造営に係る木簡が多くあること、第2点として本地区の木簡の年代が西隆寺の造営時期にほぼ一致すること、第3点として出土遺構(S X 033・035)が造営にともなう塵芥処理のためのものであるらしいことの3点から考えられる。第1と第2の点についてもう少し詳しくのべておこう。

1. 造営に関する内容の木簡として、まず第一に造営に当つた官司に関するものがある。「工所」の舎人工らへの食料支給文書(1)、「屋作使」の黒葛請求の解(3)、「御像所」の付礼(46)などである。「工所」は木工所、「御像所」は造仏所で、いずれも造西隆寺司に所属する「所」と推測される。第二に造営に使役された人夫などに関する木簡がある。5～9は同種のもので、役夫・衛士・雇女に関する食料支給文書、13は役夫への食料支給帳簿で、

* 柴田常恵「上野国八幡村山名の古墳発掘品」東京人類学会雑誌25巻第294号。1910年。

14～17も13と同種のものと考えられる。第三に建築資材に関する木簡がある。屋作使が建築資材としての黒葛を請求した解(3)、藤原南家が建築部材を進上した解(4)、宇治津における銭の支出帳簿(銭用銭)に付せられた題籤軸(47)などである。47の題籤軸は、宇治津を経由して、近江方面から建築材を入手していたことを示している。ほかに、倉代の造営に関する文書の題籤軸(48)もある。

2. 次に木簡の年代についてみてみよう。本地区の年紀をもつ木簡は、天平勝宝元年(749)の習書(49)、天平神護三年・神護景雲元年(767)の荷札(31～34)、同二年の荷札・付札(29・37)、宝亀元年(770)九月以前と考えられる付札(35)と無年号で「四年六月」「四年五□」とある文書(4・9)があり、神護景雲元年(天平神護三年)から同二年に集中している。天平勝宝のものは他のものやや年時が離れ、またこれは習書で、年紀と習書のなされた年時が直接関係のないものと考えられることができるから、そのように考えれば、本地区の木簡の年代は、一応神護景雲元年から遅くとも宝亀元年までにおさえられよう。そしてこの一応の限定によれば、無年号の「四年」とある2点のものは、神護景雲四年(十月改元、宝亀元年)と考えられ、従って、木簡の年代が神護景雲元年～宝亀元年に限定できよう。西隆寺の造営は、『続日本紀』から、神護景雲元年八月に開始され、遅くとも宝亀二年八月までに完成されたと考えられており、両者の年代はほぼ一致するのである。以上の3点から、本地区出土の木簡が、全体として西隆寺の造営に関するものであることが明らかとなった。

知識銭の付札について 11点に及ぶ銭の付札(35～45)の性格について考えておきたい。これらは、形態上、上部に穴をあけた小型の短いもの(35・36)と上部に切込みを入れたもの(37～45)に区別でき、また記載形式の上では、官職・人名、あるいは人名のみを記したもの(35・36・38～42)と、数人の人名を記したと考えられるもの(37)と官司名を記したもの(43～45)とがある。このように形態・記載形式が一定していないので、全てを同性格の木簡と考えることができるかどうか疑問もあるが、ここでは同一遺構からの一括遺物であることから、全てを同性格のものと考えたい。さてこれらの付札の性格であるが、本地区の木簡が西隆寺の造営に関するものであること、37に「智識銭」とあること、35・36に「進」とあって進上銭の付札と考えられることから、西隆寺造営に関する知識銭の付札とみることができよう。そのように考えれば、官職名・人名、および人名のみの付札は個人施入の付札であり、官司名、および数人の人名を記した付札は官司ごとあるいは数人がまとめて施入した知識銭の付札と考えられよう。木簡にみえる施入額は、個人施入で15～500文、官司ごとの施入で600文余と比較的少額である。奈良時代の造寺事業において、多くの知識物の施入があったことは周知のところ、『続日本紀』『東大寺要録(養策二遺書)』には、東大寺・諸国分寺・西大寺などの造営に関する知識物施入の記事がある*。しかし、これらは個人の多額施入の例で

* 竹内理三 『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』第四章 1932年。

V ま と め

あつて（知識銭に関しては1000貫以上のものがあげられている）、木簡にみえるような少額施入、あるいは官司ごとの施入に関する史料は少ない。このような例としては、天平宝字三、四年（759～760）の法華寺阿弥陀浄土院の造営に際して、大野内侍・花焰尼師・信福尼師の3名が各1貫を施入した例（大日本古文書 16巻281～282頁）、造寺に関してではないが、阿弥陀悔過をおこなうため78名に及ぶものが、各々2文から50文を施入した例（同 111～114頁）、さらに正倉院文書の天平十八年頃と考えられる丹裏文書の一例（同 96～97頁）などがあげられる。丹裏文書では、個人施入の場合、122貫の1例がある以外、他は舍人・兵衛・僧らの1貫以下の少額施入である。またこれらとともに、雅楽寮・大宰府・摂津国からの知識銭施入が記されている。大宰府・摂津国からのものは明確でないが、雅楽寮からの知識銭は官司ごとの施入の貴重な一例となしえよう。このように西隆寺出土の知識銭木簡は、上記の史料とともに、『続日本記』などからうかがえない知識銭の一面を物語る貴重な史料である。

修理司について 知識銭付札にみえる修理司（38～41）について考えておきたい。修理司は初見の官司名であるが、本地区の木簡の年代から神護景雲二年七月から宝亀九年三月まで『続日本記』に散見する修理長官・次官の本司名と考えられる。修理司については史料が少なく、^{*}明らかでない点も多いが、職員・職掌・設置事情などについて考えてみよう。職員については、長官・次官（2員）・判官・史生・工・民領の存在が確認でき、さらに長官には従四位上のものが、次官には従五位下と外従五位下のものが任命されていることが知られる。職員のうち判官以下の存在は、今回の木簡の発見によって始めて明らかになったことである。奈良時代末から平安時代初の修理營繕関係の令外官司として、造宮職・修理職がある^{**}が、両者の大夫の相当位階は従四位下、亮は従五位下であつて、これは修理司長官・次官の任命者の位階とほぼ同等であり、さらに職員構成においても両職と似たところがあるから、^{***}修理司の職員構成や規模は、造宮職・修理職を一応のめやすとして考えることができよう。

* 神護景雲二年七月戊子、同三年六月庚申、宝亀三年十一月丁丑朔、同五年九月庚子、同九年二月丙辰条。修理司に関する史料はこれで全てである。

** 造宮職は延暦元年（782）四月停廢された造宮省の後を受け、同十五年七月までに設置され、延暦二十四年十二月停廢される。（『日本後記』延暦十五年七月丙申、同二十四年十二月乙巳条）。修理職は弘仁九年（818）設置され、天長三年（826）七月停廢、寛平二年（890）十月再置される（『類聚三代格』天長三年七月二十五日、寛平二年十月十六日両官符）。なお修理職に関してあげた両官符は、国史大系本『類聚三代格』150頁冒頭ならびに149頁末尾所収の日付欠の両官符にあたるが、これらは室町時代書写と考えられる東北大学図書館狩野文庫蔵『類聚三代格抜』によって、官符の日付を復原できる。

*** 『日本後記』延暦十五年七月癸丑条、『類聚三代格』寛平三年八月三日官符、『令義解』官位令。

**** 修理職の職員構成を示しておく。大夫（従四位下相当）、亮（従五位下）、大進（従六位上）、少進（従六位下）、大属（七位）、少属（従八位上）、算師1員（従八位）、史生10員（うち2員権任）、長上工9員（木工5員・椽皮工1員・瓦工2員・石灰工1員）、将領22員、工部60員、仕丁227員、飛驒工63員（延喜中務式・式部式上、***）

次に職掌・設置事情については、当然造営に関与するものと考えられるが、宮内の修繕ではなく、かえって宮外の西大寺・西隆寺の造営に関する職掌をもって設置されたのではないかと考えられる。このように考えるのは、第一に当時宮内の修営のためには造宮省（延暦元年四月停廢）がおかれていたから、修理司が宮内修営を職掌として設置されたとは考えにくいこと。第二に修理司の存続時期は、長官・次官のみえる神護景雲二年から宝亀九年までと考えられるが、その存続期間が比較的短く、また四等官名が長官・次官・判官など官司固有の名称でないことから、修理司が臨時的な性格をもった官司と考えられること。第三に修理司の存続期間が、西大寺・西隆寺の造営時期（天平神護元年～宝亀末年）とほぼ重なること。第四に造西隆寺司長官伊勢朝臣老人、次官池原公禾守がおのの修理司長官・次官を兼任し、また西大寺造営に従った英保首代作が修理次官に任命されていて、造西大寺司・造西隆寺司と修理司とは人的に関係が深いことの4点によっている。西大寺・西隆寺の造営には、造西大寺司・造西隆寺司があたるから、修理司は両寺造営に伴う京城西北部の条坊の整備などにあたったのではなかろうか。

西隆寺の造営 以上3点にわたって検討を加えてきたが、上記のように本地区出土の木簡は、これまで明らかでなかった西隆寺造営に関して豊富な事実を示すものであった。そこで最後に、上記に論じ残した点も含めて西隆寺造営についてまとめておきたい。

造営時期については、『続日本紀』により、神護景雲元年八月に開始され、おそくとも宝亀二年八月までに完成されたことが明らかになっており、今回出土した木簡によって付け加えられることは多くない。ただ完成時期については、宝亀二年八月という下限が明らかになっていただけだが、神護景雲四年（宝亀元年）と考えられる二点の木簡（4・9）によって、宝亀元年にも造営が続行されていたことが明らかになり、従って『続日本紀』の宝亀二年八月の西隆寺寺印の頒下の記事をもって、ほぼ完成の時期とすることができることになった。

西隆寺の造営に当たった造西隆寺司については、『続日本紀』から、長官に従四位上伊勢朝臣

* 四等官の名称に、長官・次官・判官・主典を用いる例を『続日本記』の範囲でみると、(イ) 諸道諸国へ派遣の使者（鎮撫使・節度使・巡察使・問民苦使・檢税使・班田使ほか）、(ロ) 外交関係の使節（遣唐使・遣新羅使・遣高麗使ほか）、(ハ) 葬儀・行幸などに関する臨時の司（造御竈司・御葬司・御前後次第司・御装束司ほか）、(ニ) 造寺・造京・造宮関係の官司（造東大寺司・造法華寺司・造西大寺司・造西隆寺司・造仏像司・造山房司・造平城京司・造難波宮司・造由義大宮司・催造宮長官・造東内次官・造齋宮長官）、(ホ) その他（帶劍寮・鑄銭司・齋宮寮）に分類できる。(イ)・(ロ)は臨時派遣の使者・使節で、(ハ)も個々の行事に当る臨時の司である。(ニ)は造東大寺司のようにかなり長期間存続したものもあるが、原則は個々の造寺造宮に当る臨時の司で、修理司もこの中に入るものであろう。(ホ)には鑄銭司・齋宮寮（長官・頭が混用されている）など常置的な官司もあるが、(イ)～(ホ)を全体としてみれば、長官・次官・判官・主典の名称は、臨時的な使者・官司に用いられるものであることは明らかである。工藤雅樹「多賀城の創建とその諸前提」『日本考古学・古代史論集』所収 1974年。

** 『続日本記』宝亀二年十月己卯条。

V ま と め

老人、次官に従五位下池原公禾守が任ぜられていたことが知られていたが、さらに木簡によって、同司には工所（木工所）、御像所（造仏所）が所属していることが明らかになった。造東大寺司には木工所・造仏所など多くの所が所属していたが、この二所の存在によって造西隆寺司も造東大寺司と同様の組織をもっていたことが推測される。造西隆寺司の下には、舎人工・斐太工・自進（工所所属）、役夫・衛士・雇女などが使役されていた。また修理司が西大寺・西隆寺の造営に関連して設置され、両寺造営にともなう条坊の再整備などに当たったことが推測された。さらに出土木簡には、内匠寮・市司に関するもの（11・19）があるが、両官司も何らかの形で西隆寺の造営に関係したと考えられる。

造営費用については、知識錢木簡（35～45）から、知識錢が費用の一部をなしていたことが明らかになった。また興味深いのは、南家の建築部材の進上の解（4）である。この進上がどのような事情でなされたのか明らかでないが、一つの可能性として、知識物として施入されたことが考えられよう。次に、本地区からは調塩・白米の貢進物荷札（29～34）が出土しているが、このことから造営に官物を用いていたことが考えられる。造営資材については、宇治銭用帳の題籤軸（47）から、東大寺造営などと同じく、建築材の一部を近江方面から入手したことが明らかとなった。

* 竹内理三『日本上代寺院経済史の研究』第一篇 1934年。